

第3章 施策の具体的な展開

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

第1 地域包括ケアシステムの基盤強化

<現状と課題>

- 本県は高齢化の著しい地域や比較的緩やかな地域等の地域特性があり、社会資源も地域によって様々です。身近な地域で包括的・継続的にサービスが提供できるよう、地域のネットワークを活用した地域連携や多職種協働の強化が必要です。
- 地域包括支援センターが、高齢化の進行や、地域住民の複雑化、複合化したニーズに対応しつつ、地域包括ケアシステムの中核機関として期待される役割を果たすとともに、障害福祉や児童福祉など属性や世代を問わない包括的な支援体制の整備を推進することが必要です。
- 地域ケア会議の機能として、処遇困難事例や地域課題の解決のみに限らず、政策の形成につなげていくことが求められており、多職種の連携等による機能強化を図ることが重要です。
- 高齢単身世帯や認知症の人等が増加し、多様な生活支援ニーズへの対応が見込まれる中、ボランティア等、誰もが地域における生活支援の担い手となれるよう、地域住民等に対してより一層の参加を促し、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要です。

<七次プランの数値目標の達成状況>

(単位：市町)

指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
地域包括支援センター運営協議会におけるセンターの評価結果を基に改善に取り組む市町数	8	19	12	36.4%

▼ 地域包括支援センター運営協議会におけるセンターの評価結果を基に改善に取り組む市町数は増加していますが、目標を下回っています。

(単位：市町)

指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
地域ケア会議（地域課題）にリハビリテーション専門職が関与している市町数	10	19	10	0.0%

▼ 地域ケア会議（地域課題）にリハビリテーション専門職が関与している市町数は、横ばいとなっています。

<取組方針>

高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の基盤を強化するため、地域の連携体制の強化や地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進、地域住民等の参加の促進に取り組みます。

1 地域の連携体制の強化

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域連携の強化を図るため、高齢者の状態に応じた各サービスの連携や適切なサービスの提供に資する情報の共有に取り組めます。

(1) 高齢者の状態に応じた各サービスの連携

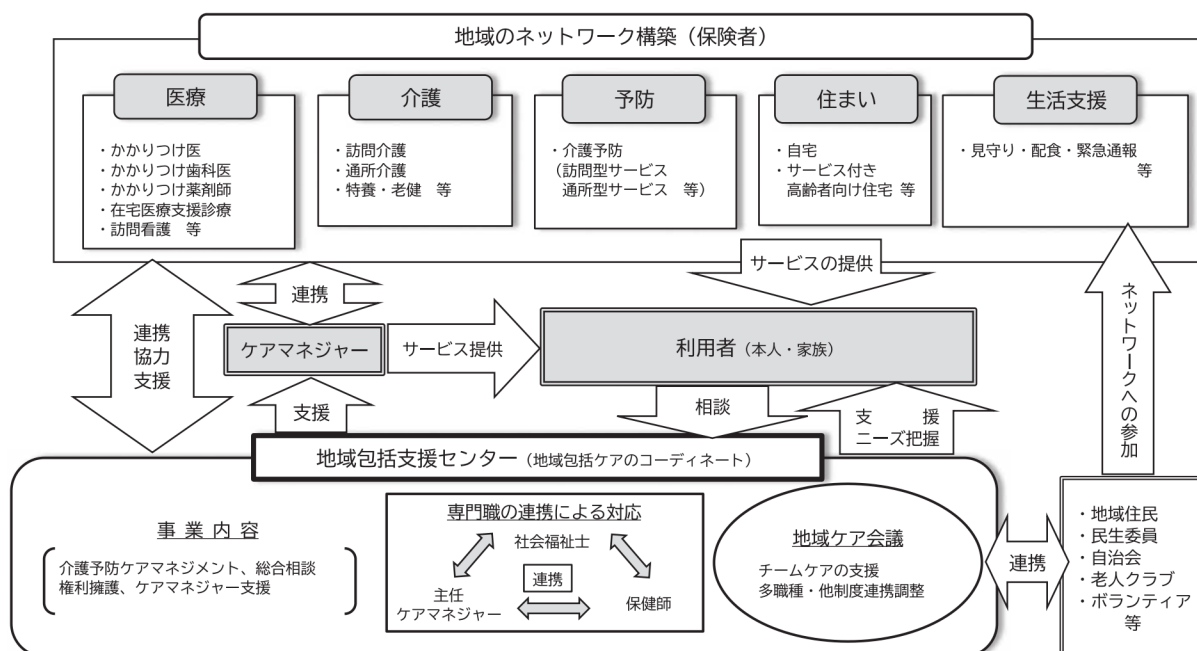
地域において、包括的・継続的なサービスを提供できるよう、関係機関等の連携強化に向けた研修や情報共有などの取組を促進します。

- 高齢者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、医療と介護の関係機関・職員の連携の強化や関係者の情報の共有を図る研修会の開催など、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの関係者間における連携・協働体制の形成を促進します。
- サービス利用に係る各関係者との連絡調整等を行う介護支援専門員が、地域のネットワークを活用し、高齢者の状態やニーズに応じたケアマネジメントができるよう、専門知識や技術に関する研修会を実施するなど、介護支援専門員を支援する取組を推進します。

(2) 適切なサービスの提供に資する情報の共有化

- 地域包括支援センターが地域における包括的なマネジメント機能を展開できるよう、各関係者が保有するサービス情報や地域の社会資源の把握、情報の共有化を支援します。
- 支援が必要な高齢者等に係る情報の共有化を進め、地域包括支援センターを拠点として、地域の様々な資源をコーディネートすることにより、生活を包括的に支援します。

【図3-I-1-1】地域包括ケアシステムの構築（概要）



2 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う「地域包括支援センター」の機能の強化を図るため、地域包括支援センターの総合相談機能、コーディネート機能の強化と地域住民への支援をより適切に行える体制の整備を支援します。

(1) 体制の整備

地域包括支援センターが、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことができるよう、体制や環境の整備を支援します。

ア 職員の養成と連携の推進

- 県内の地域包括支援センター間の情報交換・情報共有や専門研修等を通じた職員のスキルアップを進め、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、介護支援専門員への支援など、地域包括支援センターがその役割を十分に発揮できる体制づくりを支援します。
- 地域包括支援センターの適切な関与の下、介護予防を居宅介護支援事業所と連携して推進する取組を支援します。

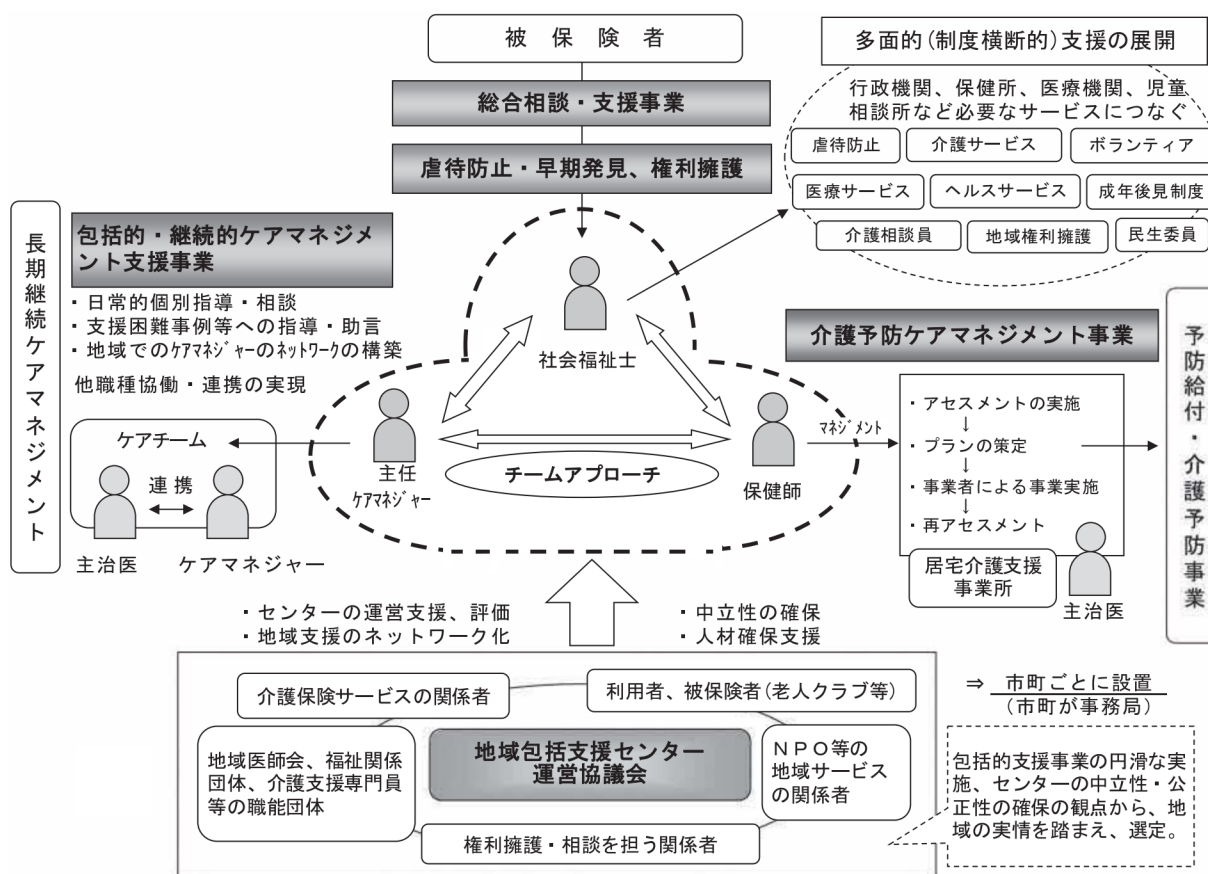
イ 運営体制

- 市町と地域包括支援センターが、緊密に連携しながら、より効果的・効率

的な取組ができるよう、地域包括支援センターの具体的な運営方針や目標、業務内容の設定など、地域の実情に応じた適切な体制づくりを支援します。

- 地域包括支援センターの適切・公正・中立な運営を図るため、市町が設置する「地域包括支援センター運営協議会」に地域の保健・医療・福祉関係者や住民団体等の参画が進むようにするなど、その取組を支援します。
- 市町等は、「地域包括支援センター運営協議会」と連携して、地域包括支援センター事業の評価を行い、評価結果に基づいて適切な措置を講じる必要があることから、市町等における評価を通して適切な体制づくりや効果的・効率的な取組を支援します。

【図3-I-1-2】地域包括支援センター（概要）



(2) 総合相談機能の強化

- 地域住民が気軽に相談できる身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターが最大限活用されるよう、その役割を広く周知するとともに、高齢者のニーズに応じた適切なサービスが円滑かつ迅速に受けられるよう、地域包括支援センター等のワンストップ相談機能の充実を図ります。
- 地域住民に身近な相談窓口である市町社会福祉協議会や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立支援相

談窓口等に寄せられる相談のうち、単独の相談支援機関では解決が困難な複合的な課題に対応するため、多機関との協働による支援が進むよう、各分野の相談支援機関の相談員等に対して、研修等を実施するなどして包括的な支援体制づくりの重要性について理解の促進を図ります。

- 在宅介護支援センターを地域包括支援センターの支所・ブランチとして活用し、日常生活圏域を踏まえた、地域の実情に応じた適切な運営を支援します。

(3) コーディネート機能の強化

- 地域のネットワークを活用し、高齢者のニーズに応じた適切なサービスが、切れ目なく提供できるよう、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターが持つコーディネート機能の強化を図ります。
- 個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、具体的な事例検討や社会資源の活用等に関する研修を実施し、職員の対応力の向上を図ります。

〔数値目標1〕地域包括支援センターの機能強化

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
地域包括支援センター運営協議会におけるセンターの評価結果を基に改善に取り組む市町数	12市町	19市町

3 地域ケア会議の推進

市町や地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」の推進を図るため、体制づくりや多職種の連携等を支援します。

(1) 体制づくり

- 地域包括ケアシステムの構築の重要な手法である地域ケア会議について、関係者の理解を深め、共通認識の醸成を行うことで、円滑に開催できる環境づくりを促進します。
- 地域ケア会議において検討する高齢者への適切な支援方法や、地域課題の解決に向けた手法の検討など、地域ケア会議を効果的に開催できる体制づくりを支援します。

(2) 多職種の連携

- 市町単独では確保が困難な認知症専門医・理学療法士等の専門職及び大学教授等の学識経験者を地域ケア会議に派遣する体制を充実し、多職種が連携することで、課題の解決に向けた取組を支援します。
- 地域ケア会議等において介護予防や重度化防止に向けた専門的・効果的な助言が得られるよう、市町とリハビリテーション専門職の連携に関する研修会の実施や市町と連携するリハビリ専門職を養成するなど、市町の多職種連携の取組を支援します。

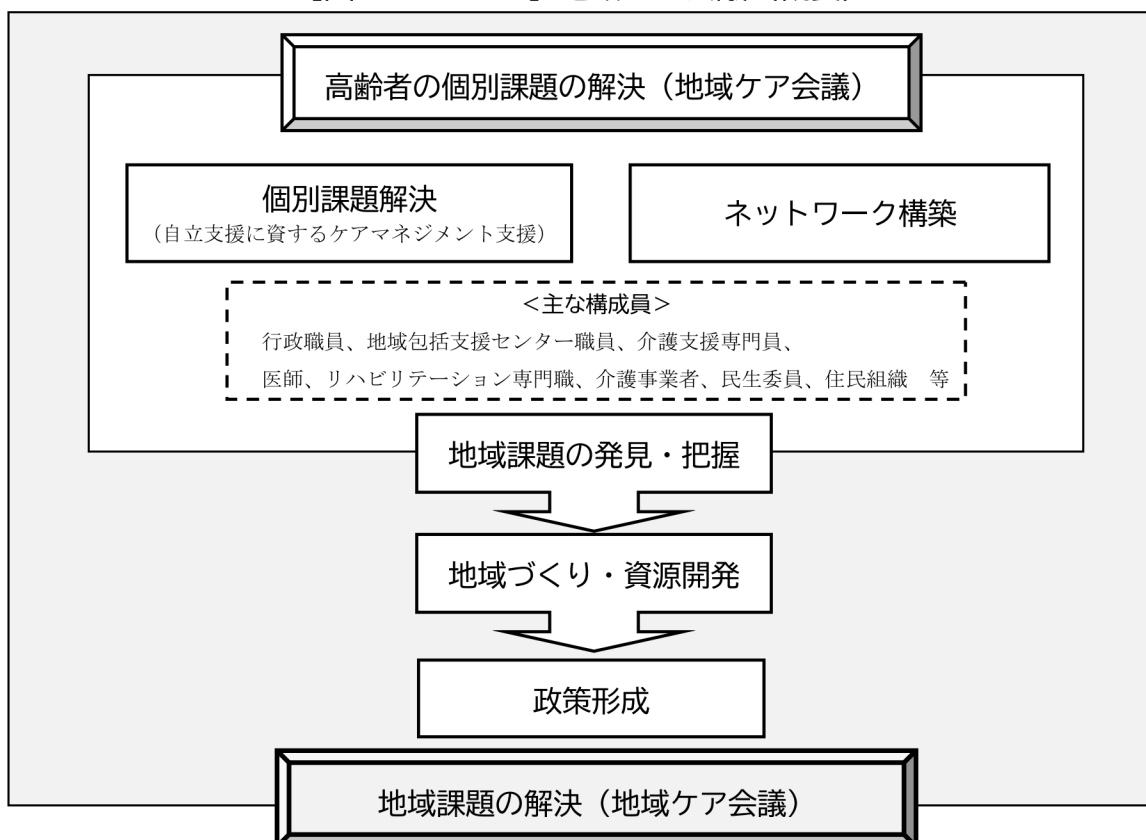
(3) 質の向上

地域ケア会議には「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」という5つの機能があり、市町や地域包括支援センターの職員に対する研修や先行市町村における好事例の紹介等を通じて、地域課題の解決につながるよう市町の取組を支援します。

〔数値目標2〕多職種との連携

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
地域連携リハビリ専門職（PT・OT・ST）の 養成人数（累計）	49人	245人

【図3-I-1-3】地域ケア会議（概要）



4 地域住民等の参加の促進

地域包括ケアシステムの普及啓発を行い、理解の促進を図ることにより、地域住民等による生活支援の担い手としての参加を促進します。

(1) 支え合いの体制づくりの促進

家庭や地域等のコミュニティにおける人々の絆やつながりを大切にし、誰もが生活支援の担い手になれるよう、広報紙やホームページ等を活用した普及・啓発を通じて、地域包括ケアシステムに対する県民の理解と関心を深め、多様な主体の参加を促進します。

(2) 住民活動への支援

住民座談会等地域の話し合いの場づくりを促進することにより、自治会・町内会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、保護司、老人クラブ等、多様な主体の連携を強化し、地域福祉活動の活性化を図ります。